

# 平成31年度部活動要項

八代市立第四中学校

## 1 目的

- (1)部活動は、学校教育活動の重要な場であり、学校活動の一環として実践する。
- (2)活動を通して、健全な心身の発達を図るとともに、責任・協力・寛容・明朗などの望ましい態度や習慣の育成を目指して行う。
- (3)部活動の実践を通して、スポーツに親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全に留意させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく・豊かな中学生生活を営む。
- (4)個性を伸ばし、好ましい人間関係や仲間づくりを目指す。

## 2 方針

- (1)指導にあたって、学校教育の立場から全職員の共通理解と協力で、学校の教育方針に従って行う。
- (2)運動、文化愛好の精神を啓発し、技能を助長するとともに、健全な身体的、精神的発達を図り、望ましい社会的態度を育てるために行う。

## 3 指導

校長を中心に、部活動主任、部活動担当者、学級担任、その他全職員が連絡を密にし、相互の協力体制を整え、活動の実態を十分掌握し、更に保護者とも密接な連絡を保ち活動する。尚、技術的コーチ、その他のコーチ面で学校外の指導者を求める場合は、特に人格・識見などに配慮して校長の責任において委嘱し、学校の教育方針に則り教育的配慮のもとに、指導・協力を求める。但し、任期は1年として再任を妨げない。

## 4 部活動振興会

部活動の振興と育成のために研究する会（保護者）

## 5 活動日・時間の設定（新しく改訂）

中学校としての学校生活の中での一つの活動であることを考慮する。（活動に多くの時間を費やし、中学生としての他の生活、いわゆる学校での学習、家庭での仕事、必要な休養や睡眠、その他の生活に影響を与えるようなことを避ける。）

## 6 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

### (1)練習日

週日数	5日以内	
週休養日	○平日1日以上 ○週末（土曜日及び日曜日）1日以上 ※毎月第1日曜日は完全休養日	合計2日以上

ア 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。

イ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を

設け、生徒に十分な休養を与える。

ウ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

## (2) 練習時間

平日の練習時間	長くとも2時間程度
土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	長くとも3時間程度

※冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

## 7 練習試合（練習会）

- (1) 練習試合（練習会）の範囲については、原則として県域内とする。
- (2) 練習試合（練習会）は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。
- (3) 実施にあたっては、顧問は、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

## 8 運動競技会への参加

顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環という判断の下、次の(1)～(2)の大会について参加を承認する。

- (1) 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
- (2) このほかの大会参加については生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、下記の表を参考に各部活動が参加する大会を精査する。

中学校体育連盟主催大会（年1回）及び 共催大会（年2回）以外の大会出場参加目安	年間 10大会以内
--	--------------

- (3) 大会、その他練習試合に参加する場合、校長の承認を得て参加する。
- (4) 中体連・陸上・駅伝等の練習・試合に関しては学校全体で取り組む。
- (5) 定期考査前は、その日数に応じて、部活動を休みとするが、大会等がある場合は、職員及び保護者の了解を得て負担のかからない練習を行う。  
(定期考査2日間：2日前から、定期考査3日間：3日前から部活動停止)
- (6) 朝練習は必要な場合に限り、職員及び保護者の了解を得て行う。ただし、授業等の妨げとならないように十分注意する。

## 9 練習場所

第四中グラウンド、体育館及び校長が認めた活動場所とする。尚、中体連陸上中体連駅伝等の練習期間中は、これらの練習を優先する。

## 10 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。

また、大会等への参加についても同様とする。

## 11 会 費

部員は活動に要する経費として年額10,000円を納入するものとする。但し、三年生の場合は5,000円とする。

ただし、文化部は会費は特別に定めず、各部に任せる。

## 12 入部手続き

入部を希望する生徒は、入部申し込み書に保護者の承諾書を添えて各担任から部活動主任に提出すること。

平成31年度の手続き期間は、2・3年生は4月9日（火）～12日（金）までとする。ただし、1年生は4月11日（木）～19日（金）とする。

（1年生は、20日迄を見学期間とし練習に参加してもいいが無理をしない）

転部、退部は原則として認めないが、やむなくこれを希望する生徒は、退部届に保護者の承諾書を添えて部活動顧問→担任→部活動主任の許可を得て、振興会事務局に提出すること。転部の場合、あらためて、入部届けを提出する。

## 13 設置部

【運動部】陸上競技，男子ソフトテニス，女子ソフトテニス，水泳  
野球，サッカー，卓球，相撲，女子バレーボール，柔道  
女子ソフトボール，バドミントン

【文化部】吹奏楽，美術

## 14 その他

(1) 部活動は全て、第四中学校の生徒心得及び、部活動規定に従うものとし、違反した生徒は、部活動の停止等の措置を講ずる。

(2) 部内の申し合わせ事項に違反した者は、部活動の停止等の措置を講ずる。

4月～5月…18:45 6月～9月…19:15（8月…夏休みで別途計画）

10月…18:30 11月～1月…18:00 2月…18:15 3月…18:30